

博士(工学) 山鹿俊孝

学位論文題名

国土交通行政における歴史的建築物の
保存再生の実践に関する研究

学位論文内容の要旨

近年、我が国では「フロー」から「ストック」へという社会経済情勢の変化を受け、今後の社会資本の整備にあたっては、更なる長寿命化を目指し、資源の有効利用と環境負荷の低減を図ることが求められている。建築に関しても、今日まで経済効率を優先するあまり、古い建物を解体し、新しく建て直すという、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトが主流であったが、壊されていくものの中には歴史的価値のある建築物も含まれており、保存すべき建物も少なくない。しかも、可能であれば保存したいという所有者や市民の意向にもかかわらず、資金難などで保存されずに取り壊されてきた建築物も多い。

この状況は、公共建築においても例外ではない。公共建築はその用途から街の中心に立地するものが多く、それらは街の景観の記憶としても重要な要素である。さらに地球環境負荷低減の観点からも、従来のようにスクラップ・アンド・ビルトを続けていくことは、はなはだ問題である。

国土交通省の建築物に対する事業は、大別して「官庁営繕事業」と「都市住宅政策の補助事業」の2つに分けられる。本論では筆者が国土交通省において国の営繕事業や都市住宅事業に携わってきた経験から、北海道における実践を通して歴史的建築物の保存再生に対して、これらの公共事業を適用する手法とその問題点に関して実証的に検証している。

第1章では国土交通省の直轄事業による歴史的公共建築物(官庁営繕)の保存再生を取り上げた。4つの実例により、当初より保存再生が大前提であったり、計画の段階で関係各所との折衝で保存再生が可能となった事例。また、設計者選定の段階で、提案により保存再生が事業目標の中で大きなウエイトを占めてきたものなど、様々な事例から国が歴史的建築物の保存再生を行うことの意義を明らかにした。

第2章では、国土交通省の直轄事業により建てられてきた公共建築の資産(ストック)について、今後は建て替えではなく、保存して活用を図るための手法(ストック・マネジメント)に関し、実例をもとに考察している。北海道において筆者が関わった実例を通して、単なる事務庁舎の改修ではなく、ストック・マネジメントという視点から計画を行った経緯と成果を明らかにしている。これまでに歴史的建築物を対象としたストック・マネジメントの事例がないために、本論では一般庁舎を事例として取り上げているが、この手法は今後、歴史的な公共建築を保存再生していくためにも適用可能な手法である点を検証している。

第3章～第5章では、第1章、第2章で取り上げている官庁営繕で行ってきた歴史的建築物の保存再生を民間にまで広げる手法として、国土交通省の都市住宅政策の補助事業・交付金事業の歴史的建築物の保存再生への適用の可能性について考察している。ここでは、国や自治体の歴史的建

築物の保存再生を直接の目的とした補助制度は対象とせずに、市街地再開発事業など、これまで歴史的建築物の保存再生とは関係が薄いと考えられてきた都市住宅政策の補助事業・交付金事業を取り上げている。

第3章においては、国土交通省の都市住宅政策の事業のうち、5つの補助事業と2つの交付金事業についての概要と、歴史的建築物の保存再生への適用の可能性と手法を明らかにし、歴史的建築物の所有者や自治体担当者が、事業の手続きを行う際の手法も具体的に提示している。また、国土交通省の所管以外の歴史的建築物の保存再生への利用の可能性のある補助事業等と、景観法や建築基準法の取り扱いにおいて、歴史的建築物の保存再生に利用可能な緩和についても参考として取り上げている。

第4章では、第3章で取り上げた各事業から、実際に歴史的建築物の保存再生が行われている5事例を基に、より具体的な手法と課題について明らかにした。

第5章は、実例はないものの、歴史的建築物の保存再生に適用可能な4つの事業について、ケーススタディを行った。第4章と合わせて第3章で取り上げた全ての事業について網羅できるよう事業を選択している。また、これまで取り上げた補助事業・交付金事業を、複雑な法律や要綱を読み解き、事業毎に「区域」、「敷地」、「建築」の各要件で整理・分類することにより、事業を選択する手がかりとしてフローを作成した。

第4章で取り上げた事例が保存再生された時点では、どの補助事業が適用可能なのか、また、どのように進めていけばよいのか、試行錯誤を重ねてきた経緯がある。しかし、本章で要件を整理・分類し、フローを提示したことにより、保存再生に適用可能な事業を選択する際に、事業を横並びで見渡すことが可能となり、保存再生後の活用形態や補助される資金面において、もっとも有利な事業を選択するための有効な手がかりとなることを提示し、都市住宅政策の補助事業・交付金事業の適用の可能性明らかにしている。

結章は、本論の総括であり、今後の課題と展望にもふれている。

学位論文審査の要旨

主査 教授 角 幸博
副査 教授 越澤 明
副査 准教授 小澤 丈夫

学位論文題名

国土交通行政における歴史的建築物の 保存再生の実践に関する研究

近年、歴史的建築物の保存再生に関する研究が盛んに行われているが、多くは保存や活用方法を目的としたもので、国の補助事業など公的支援を歴史的建築物の保存再生に適用するといった実践的な研究は、ほとんどみられない。

本論文は、保存したいという所有者や市民の意向にもかかわらず、資金難などで保存されずに取り壊されてきた歴史的建築物を対象に、国土交通省の建築物に対する事業を用いて、保存再生することの可能性を実践的に検討し、事業を適用する際の条件整理と手法を検証することを目的としたものである。

国土交通省の建築物に対する事業は、大別して「官庁営繕事業」と「都市住宅政策の補助事業」の2つに分けられる。本論では著者が国土交通省において国の営繕事業や都市住宅事業に携わってきた北海道における実践的経験を基に、歴史的建築物の保存再生に対して、これらの公共事業を適用する手法とその問題点に関して検証している。

第1章では国土交通省の直轄事業による歴史的公共建築物(官庁営繕)の保存再生を取り上げ、4つの実例により、国が歴史的建築物の保存再生を行うことの意義を明らかにしている。

第2章では、国土交通省の直轄事業により建てられてきた公共建築の資産(ストック)について、今後は建て替えばかりでなく、保存して活用を図るための手法(ストック・マネジメント)に関して、著者が北海道において関わった実例の計画経緯と成果を明らかにしている。ストック・マネジメントという手法が、今後の歴史的公共建築を保存再生していくためにも適用可能な一手法である点を検証している。

第3章～第5章は、第1章、第2章で取り上げた官庁営繕で行ってきた歴史的建築物の保存再生手法を民間にまで広げる方策の一つとして、市街地再開発事業など、これまで歴史的建築物の保存再生とは関係が薄いと考えられてきた都市住宅政策の補助事業・交付金事業の歴史的建築物の保存再生への適用の可能性について考察し、第3章では、国土交通省の都市住宅政策の事業のうち、5つの補助事業と2つの交付金事業についての概要と、歴史的建築物の保存再生への適用の可能性を明らかにし、歴史的建築物の所有者や自治体担当者が、複雑な事業の手続きを行う際の用件や留意点を具体的かつ簡潔に整理し考察している。

第4章では、第3章で取り上げた各事業から、実際に歴史的建築物の保存再生が行われている5事例を基に、より具体的に手法と課題について明らかにしている。

第5章は、実例はないものの、歴史的建築物の保存再生に適用可能な4事業を対象に、ケーススタディを行っている。また、これまで取り上げた補助事業・交付金事業を、複雑な法律や要綱を読み解き、事業毎に「区域」、「敷地」、「建築」の各要件で整理・分類することを提案し、事業を選択する際の手がかりとしてのフローを提示している。本フローの提示により、保存再生を行う際に適用可能な事業について、横並びで一覧が可能となり、保存再生後の活用形態や補助される資金面において、もっとも有効な事業を選択する可能性を導き出す提案がなされている。結論は本論の総括であり、今後の課題と展望にふれている。

これを要するに、著者は、実践的経験をもとに、国土交通省の建築物に対する事業を、これまでほとんど見

過ごされてきた歴史的建築物の保存再生に適応する視点から捉え直し、要件項目の整理と検討、その適応手法を検討、提示したものであり、建築都市学、建築保存再生学および建築都市行政に貢献するところ大なるものがある。よって著者は、北海道大学博士（工学）の学位を授与される資格あるものと認める。